

規制シート(様式)

170197100350001

平成31年1月28日

規制の名称	卸売市場の開設及び卸売市場における取引に関する規制	所管府省	農林水産省
根拠法令等	卸売市場法(昭和46年法律第35号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	食料産業局 食品流通課長 宮浦 浩司
規制目的	卸売市場の整備を計画的に促進するための措置、卸売市場の開設及び卸売市場における卸売その他の取引に関する規制等について定めて、卸売市場の整備を促進し、及びその適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もつて国民生活の安定に資することを目的とする。		
規制内容の概要	生鮮食料品等の生産及び流通の円滑化を図るという観点から、国及び都道府県が策定した整備計画に基づき、卸売市場の計画的な整備・配置を進めるとともに、卸売市場について、取引に関する規制等が講じられてきた。	関連する予算	強い農業づくり交付金(うち卸売市場施設整備に係る予算)
規制の最近の改廃経緯	従来の国及び都道府県による卸売市場の整備計画や許認可制・取引規制に代えて、公正な取引の場としての要件を満たす卸売市場について、国又は都道府県が中央卸売市場又は地方卸売市場として認定し、名称使用を認めるとともに、その合理化のための施設整備を支援する仕組みを創設することとした。	関連する政策評価結果	平成30年3月、卸売市場の開設及び卸売市場における取引に関する規制緩和について政策評価(事前評価)を実施
規制を維持、改革又は新設する理由	卸売市場の全国的な整備・配置が進展した一方で、近年では流通経路も多様化している。また、流通の多様化により、卸売業者が買い占め、売り惜しみ等を通じて需給・価格を操作することは事実上困難になっている。 卸売市場について、生産者の所得の向上と消費者ニーズへの的確な対応を図るためには、公正な取引の場としての一定のルールを遵守する卸売市場を農林漁業者や買受人が適切に識別できるようにしつつ、取引ニーズに即したルール設計や創意工夫を生かした合理化に向けた取組を奨励・支援し、その活性化を図る。	規制の維持、改革又は新設の別	改革(緩和)
(規制を改革する場合の改革の方向性)	第196回通常国会において卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律(平成30年法律第62号)が成立した。改正卸売市場法について、平成32年6月に施行する予定である。		
見直し条項	第7条～第14条、第55条～57条(開設に関する規制)、第37条～40条・第44条(卸売市場における取引に関する規制)等		
次の見直し時期	2025年度頃(卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律附則第11条)		